

務 税 だより



税に関する手続きのお知らせ

▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車

廃車・譲渡したら ナンバープレート・印かん・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら 印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。
※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車
軽自動車検査協会愛知主管事務所
小牧支所

二輪小型自動車・普通車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

軽二輪自動車（126CCから250CC）

愛知県軽自動車協会小牧分室

家屋調査にご協力を

令和2年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋については、令和3年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査をおこなっています。これは、建物（居宅・車庫・物置等）の構造や使用されている資材を調査して、来年度の固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問します。

調査は、家の中に入らせていただき、税金の説明と建築確認や建築図面などをもとに各部屋の資材を確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

問合せ先 税務課 ☎95-1113

新型コロナウイルス感染拡大に伴い寄贈を受けました。心より御礼申し上げます。

尾北薬剤師会様

消毒用エタノール 12ℓ

今後、必要に応じて配布させていただきます。ご了承ください。予定です。

問合せ先 町民安全課

☎95-1060

高齢者と障がい者の総合相談窓口

大口町地域包括支援センター便り



転倒予防について考えてみよう！

人によって転倒の原因はさまざまですが、大きく2つの原因に分けられます。

ひとつは、足腰の筋力低下、

視力の低下、

薬の副作用など

の『身体に

関する原因』

と、部屋や階

段が暗い、道

路や床が滑る、

足元に物が散

乱しているな

どの『生活環境に関する原因』

です。このような原因が重なる

ことで、転倒するリスクが

さらに高まり、思わぬ場所で

事故が発生することもありま

す。

高齢者の転倒は寝たきりに

つながる重大な事故になりか

ねず、その危険性を前もって

知り、普段の生活を見直し対

策をしておくことが大切です。

ヒヤッとしたり危ない思い

をした時は、原因をそのまま

にしておかず、改善できるよ

うに考えてみましょう。



転ばないためにできること

▽筋力維持のために体操教室や地域の活動に参加しましょう。

▽体調の変化に気づいたらかかりつけ医に相談しましょう。

▽庭や床など足元に物を置かないようにしましょう。

▽電源コードは足に引っかからないよう短くまとめたり、コードレスのものに替えてみましょう。

▽廊下や階段に照明器具を使い足元を明るくしましょう。

▽手すりや福祉用具などを活用して安全に移動できるようにしましょう。

転倒予防についてお困りのことがありましたら、地域包括支援センターへご相談ください。自宅に訪問し、地域の体操教室や大口町の福祉や医療サービスなどを紹介します。住み慣れた地域で安心して生活を続けていけるように一緒に考えていきます。

問合せ先 大口町地域包括支援センター ☎94-2222